

## 「やもめ」の登録（I テモテ5：3-16）をめぐって

辻 学

### 序．問題の所在

I テモテ5：3-16は、教会内の「やもめ」をどのように処遇するべきかを論じている段落だが、このテキストの解釈をめぐっては、大別して次の2つの問題を挙げることができる。

(1) ここで扱われている「やもめ」がどういう存在なのか不明瞭。テキストの中には、「本当にやもめたる者」(*ἡ ὄντως χήρα*：3, 5, 16節)の他に、子や孫を持っているやもめ(4節)、登録されるやもめ(9節)、さらには「より若いやもめたち」(11節)というも出てくる。これらの表現の相互関係はどうなっているのか。また、ここでの著者の指示は何を意図するものなのか(テキスト内部の内容的一貫性の問題)。

(2) 第一テモテ書のこの箇所ですら「やもめ」に言及するのはなぜか(文脈上の問題)。

### I．段落全体の内容的連関

#### 1. 従来の見解と問題点<sup>1</sup>

(1) このテキストは、経済的に困窮しているやもめを教会が扶養するという状況を前提しており、扶養されるやもめの数を制限することを主題としている、と解釈されることが多い。この場合、「本当のやもめ」は「登録されるやもめ」と同一であるとされる。その他のやもめは「本当のやもめ」でない故に、教会による扶養の対象から外されることになる。

しかし、このように解釈した場合には以下の点が問題となる。

① 3-8節と9-15節で挙げられている基準が一貫していない。前者では、身寄りのないことと宗教的敬虔さが「本当のやもめ」の条件とされているのに対し、後者では年齢と過去の振舞が「登録されるやもめ」の条件となっており、経済的状況は考慮されていない。

② 11-15節では「若いやもめ」が排除されているが、「登録」が教会による扶養のためのものとしたら、いくら経済的に困窮していても、60歳未満だということだけで教会から扶助を受けられないことになってしまう。そのような非現実的な指示が与えられているとは考えにくい。そもそも、経済的に困窮しているやもめをこのような条件で選別するということが可能なのかどうか疑わしい。

(2) そこで、9節の「登録」は、経済的な扶助以外の目的を持っているという想定が出てくる。これは教会で何らかの働きをするやもめに関するものだというわけである。

この想定自体は、多くの研究者が支持している。さらにそこから、教会内に「やもめ」という職務(Amt)があったという仮説を導き出す者も少なくない<sup>2</sup>。

ただし、この「登録」をされるやもめが、3, 5, 16節の「本当のやもめ」と同一なのかどうかをめぐっては意見は分れている。テキスト全体の統一性を主張する研究者は、両者が同一であるとするが、これだと上述の問題が解決しない。

それ故に、そもそも3-8, 16節と9-15節とはそれぞれ別の問題を扱っていると考える学者も少なくない。この場合、「本当のやもめたち」と「登録されるやもめたち」とは(部分的に重複はしても)同一の存在ではないことになる<sup>3</sup>。この考え方は確かに、3-8, 16節と9-15節との不整合な印象を説明できるし、上述②の問題も解決する。しかしこの場合には、9-15節に続く16節で、3-8節の主題が再び取り上げられている理由かを説明する必要があるが、この点について納得のいく説明は見られない。また、9-10節が(監督や執事の場合と同様)職務に就ける条件だとすると、(年齢を除く)全てが過去の振舞に結びつけられている点が気になる。また、60歳以上という条件は、職務を担う者にしては高齢者に限定しすぎる感じがする、という点も問題として挙げることができよう。

## 2. 段落全体の論理構造

3-8, 16節と9-15節が異なる問題を扱っているように見えるという指摘そのものは正当と思われる。従って、段落全体を大きくこの2つの部分に分けるという考え方は支持できる。ただしその際、各々の部分がさらに細かい対応関係をその内部に含んでいることに注意を払う必要がある。それを図示すると次のようになる。

- (A) 本当のやもめに対する尊重 (v. 3)
  - (a) 子や孫のいるやもめの除外 (v. 4)
    - (a) 独り暮らしのやもめ (v. 5)
    - (a') 贅沢暮らしのやもめ (v. 6)
  - (a') 家族がいるやもめ → まず家族の中の働き (v. 7-8)
  - (b) 登録されるやもめの条件 (v. 9-10)
  - (b') より若いやもめの除外 (v. 11-15)
- (A') 援助者のいるやもめの除外/本当のやもめの扶助 (v. 16)

ここからわかるように、段落全体は、「本当のやもめ」のみに対する尊重/扶助(A/A')という主題で囲い込まれている。16節は、3節と対になって、段落全体を囲い込む枠の役割を果たしている。即ち、これこそが教会の本来なすべきことだというのが著者の主張なのである。下位区分(a/a')と(b/b')はその観点の下で読まれるように配置されている。

各々の対応関係を踏まえながら我々のテキストを読めば、次のような論理構造が浮かび上がって来よう。

### (1) 4-8節について (a/a')

4-8節は、教会による扶助からどういうやもめが除外されるかを述べている。著者は、子や孫(=家族)のいるやもめは「本当のやもめ」にあたらぬとする。5-6節(a/a'はその理由づけになっている。本当のやもめ、即ち独り暮らしのやもめ<sup>4</sup>は、神にのみ希望を置き、祈りに徹する。これは教会が模範とし、尊敬する(τιμάω!)に値する振舞である。反対に、贅沢暮らしのやもめ<sup>5</sup>は「生ける屍」であ

り、尊敬に値しない。それ故、家族のいるやもめはまず家族の世話をし、家庭内の役割を全うすべきなのである<sup>6</sup>。

(2) 9-15節について (b/b')

教会は、独り暮らしのやもめの扶助という「本当の」つとめに徹するべきだという著者の主張は、9-15節の叙述にも大きく影響している。

9-10節の背後に、教会内の職務としてのやもめの登録という現実があったことは十分考えられる。3-5世紀の教会規定に、「やもめ」の職についての言及が見られること<sup>7</sup>、そして9-10節における諸条件の列挙が、3章の監督・執事に関する規定と類似していることは、この仮説を補強する材料となる。問題は、なぜ過去の振舞が登録の条件とされているのかということである。これは、やもめを被扶助者として定義しようとする著者の意図から説明できよう。著者は、ここでやもめを、過去にすぐれた振舞をした老年女性に限定することによって、このやもめたちが現在において積極的な働きを持つことを排除しようとしているのである。60歳という年齢制限もその動機と結びついている<sup>8</sup>。著者は、やもめの登録という現実そのものは否定できないので、この登録の意味を（パウロがそのように命じたというフィクションに訴えることで）本来は教会による扶助のためのものだったということにしたかったのである。

11-15節は、著者によるその企ての本来の意図がどこにあるかを示している。この部分の叙述が長いのは、著者の本来の関心がここにあるからに他ならない。著者は、「若いやもめ」たちを教会内の「やもめ」の地位から排除したいのである。そこで、若いやもめたちの現実の振舞を非難し（過去の振舞ではない）、彼女たちを家庭内の主婦としての役割に押し込もうとするのである（14節）。

(3) 従って、段落全体の論理構造は次のようにまとめることができよう。

まず冒頭の3節で、この段落の主題が示される。即ち、教会は「本当のやもめ」だけを尊重すべきだということである。ここには、現実には教会の中に「本当のやもめ」ではないやもめもいることが示唆されている。また、「尊重する τιμάω」が物質的援助をも含むことが前提されていると考えられる<sup>9</sup>。次いで、教会による尊重/扶助の対象から外れるやもめとして「家族のあるやもめ」が挙げられる。独り

幕しの「本当の」やもめは、神にのみより頼み、祈りを重ねる故に教会から尊重されるのだが、家族のあるやもめは、まず家族のもとで家庭婦人としての役割を全うすべきなのである。そうして教会の負担も軽減されることになる。

やもめはまず自分の家庭でのつとめを果たすべきであるという4-8節の原則は、9-15節にも適用されている。登録されるやもめは（教会による扶助のためなのだから）過去に善い行いを積んだ老年女性に限られる。「若いやもめ」は受け入れられない。若い者は結婚し、家庭婦人の役割を果たすべきで、「やもめ」に留まるべきでない。16節は、この若いやもめたちを念頭においているようである。女性信者がやもめを引き受けることによって、教会の経済的負担を軽減するということ<sup>10</sup>は、やもめ全体を対象にする形をとってはいるが、その背後には、この若いやもめたちに、教会の（おそらくは年配の）女性信者が正しい導きを与えることで（テトス2：4！）、教会の余計な混乱を避けることができるという著者の考えがあるように思われる。

著者は、教会内で積極的な活動をしていた「やもめ」たちを抑制するためにパウロの権威を借り、4-8節でまず、「本当のやもめ」という狭い定義を設けることで「やもめ」を選別し、次いで9-15節で教会の現在の有り様に批判を加え、積極的な活動をしていたやもめたちを、伝統的な「やもめ」像に引き戻そうとした。そして、教会の経済的負担の軽減（3-8、16節）という動機を用いて、やもめの削減を図ったのである。

## II. テクストの背景：「若いやもめたち」と「異なる教え」

著者がこのようにやもめたち、とりわけ若いやもめたちを排除しようとする理由はどこにあるのだろうか。私見では、「やもめ」の範疇の問題、そして「異なる教え」とやもめとの関わりがその背後にある。

### 1. 若い「やもめ」たち

（1） 11-15節で登録を拒まれている「若いやもめたち」は、9-10節との対比から考えるならば、夫を亡くした60歳未満の女性ということになるが、この定義だと、11節以下の描写とうまく合わない点がある。

① 彼女たちは、「キリストから離れて情欲に従い、結婚したがる」(11節)とされているが、この表現の背後には、「若いやもめ」はキリストと婚姻関係のごとく結ばれている故に結婚はしないという考え方があると見られる。問題はそのキリストとの結合が「最初の約束 *ἡ πρώτη πίστις*」<sup>11</sup>と表現されていることである。「若いやもめ」が、最初の結婚とそれに続く死別の後にキリストとの関係に入ったのなら、これを「最初の」と表現するのはおかしい<sup>12</sup>。むしろ、キリストとの婚姻的關係という考え方は、未婚女性(処女)にこそふさわしいものであろう<sup>13</sup>。

② 単に60歳未満の既婚女性が意味されているのなら、結婚や出産を求める(14節)のは無理な女性も多く含まれるはずである<sup>14</sup>。

③ 14節が再婚の勧めであれば、二度目の夫が死んだ場合、「一人の夫の妻」(9節)という条件に抵触して、その女性は決して教会に受け入れられないことになってしまう。

(2) 従って、11節の「より若い *νεώτεροι*」は、単に60歳「より若い」の意味で用いられているのではないと考えられる。上述①-③の事情を考慮に入れるならば、この「より若い女性たち」は、未婚の若い女性であり、そういう女性たちが、教会の中の「やもめ」の中に存在したということになる<sup>15</sup>。

これは、単なる想像とはいえない。この推測を支える証言が他の文献の中に見出されるからである。イグナティオス・スミルナ書簡13:1には、「やもめと呼ばれている処女たちによろしく *ἀσπάζομαι... τὰς παρθένους τὰς λεγομένας χήρας*」という表現が出てくる。また、テルトゥリアヌスはこう述べている —「あるところでは、まだ20歳にもならない処女がやもめの地位につけられていることを、私はよく知っている」(『処女のかぶり物について』IX, 2)<sup>16</sup>。

この想定に従えば、14節の結婚の勧告(新共同訳の「再婚」は意識。ここで用いられているギリシャ語は単に *γαμεῖν*)は「一人の夫の妻」(9節)という登録条件と抵触しない。また、著者がわざわざ「本当の」やもめという強調をすることもよく理解できる。著者が、「本当のやもめ」の定義によって締め出したかったのは、まさにこの、「本当のやもめ」には当たらない、「より若い」やもめたちだったのである<sup>17</sup>。

この若い女性たちは、なぜ「やもめ *χήρα*」の集団に加わり得たのであろうか<sup>18</sup>。彼女たちも「やもめ」に入ると見なされ得た一つの理由は、*χήρα* という語が必ずしも「夫を亡くした女性」だけを意味しないことにあったと考えられる。*χήρα* とは元来、「主人なくおかれていた女性」のことであり、従って「夫なく生きる女性」全般を意味しうるのである<sup>19</sup>。ラテン語の *vidua* も同様に、「非婚女性」を意味する<sup>20</sup>。だとすればそこには、夫と離婚した女性、さらには非婚女性全般も含みうることになる。

## 2. 「若いやもめ」と「異なる教え」

著者が、この「若いやもめ」たちを押え込もうとした理由は、彼女たちが、著者の批判する「異なる教え」と結びついていたことにあると見られる。13-15節の描写は、そのことを示している。

(1) 15節にはそのことが明瞭に現れている。「サタン」という表現がすでに、「異なる教え」との関係を想定させるし(1:20参照)、*ἐκτρέπεσθαι* という語は牧会書簡では、「誤った教えへと道を踏み外す」の意味で用いられている(1:6; IIテモテ2:4。Iテモテ6:20では、異なる教えを「避ける」の意)。さらに、著者が「ある人々 *τινες*」と言う時は常に、異なる教えと結びついた人々を指していることも、この想定 of 根拠となる(1:3,6,19; 4:1; 5:24[bis]; 6:10,21; IIテモテ1:3; 2:18)。

(2) 13節も、異なる教えとの結びつきを示している。*ἀργαί μανθάνουσιν περιερχόμενοι...* をどう訳すかについては議論があるが、*ἀργαί* を、「怠けている」ではなく、「無益な、実りのない」と訳せば、「彼女たちは家々を歩き回って学んでいるが、実りが無い」ということになり、IIテモテ3:7で女たちが「いつも学んでいるが真理の認識に決して達することがない」と非難されているところと完全に合致する<sup>21</sup>。また、「おしゃべり *φλύαρος*」という形容は、「偽教師」が無益な議論や話をしているという非難(1:6; テトス1:10以下)に通じる<sup>22</sup>。さらに、「口にしてはならないことを語る *λαλοῦσαι τὰ μὴ δέοντα*」という言い方は、テトス1:11で「偽教師」が「教えるべきでないことを教えている *διδάσκοντες ἃ μὴ δεῖ*」

と言われていることとの並行性が明らかである。

以上のことから、若いやもめたちは、著者によって拒絶されている「異なる教え」に関わり、それを学び、あるいは教えることもしていたと考えることができる。その故に、若いやもめたちは「登録」されて公的な地位を得てはならないと著者は考えているのである。

結婚をせず、処女のままだに留まろうとするこの若いやもめたちが奉じた教えが、「結婚を禁じ」(4:3)の禁欲的教えであったことは文脈からしても想像に難くない<sup>23</sup>。

### III. I テモテ5:3-16の置かれた文脈

この段落の主要な関心が、「異なる教え」と結びついた「若いやもめたち」の行動を押し込むことにあったとすると、段落がおかれた前後関係は以下のように整理できる。

4:1-5 禁欲的な「異なる教え」の指摘と批判

4:6-16 正しい信仰を守るようにとのテモテへの命令

5:1-25 「異なる教え」への具体的対処

(a) 5:3-16 「若いやもめたち」の働きを抑止

(b) 5:17-25 「長老」の尊重による教会の体制強化

「異なる教え」そのものに批判を加える→正しい信仰を守るようテモテに命じる→そのための具体的行動を指示する、という構成は、この部分の他にも見られる。1-3章もこの構成に従っている。

1:3-11 「異なる教え」の指摘と批判

1:12-20 正しい信仰のため闘うようにとのテモテへの命令

2:1-3:13 具体的振舞の指示

(a) 2:1-7 正しい信仰者の持つべき基本姿勢=社会秩序の堅持

- (b) 2：8-15 自立的・指導的振舞をする女性の抑制
- (c) 3：1-13 監督・執事による教会の体制強化

また6章にも、これと並行する構成が見られる<sup>24</sup>。

- 6：3-10 「異なる教え」の指摘と批判
- 6：11-16 正しい信仰のために闘うようにとのテモテへの命令
- 6：17-21 具体的対処の指示
  - (a) 6：17-19 富める者の指導（10節参照）
  - (b) 6：20-21 「異なる教え」への対処

このように、上述の構成は、Iテモテ書の基本的なパターンとなっている。4：1-5：25は、禁欲的な「異なる教え」とその教会内における影響への対処を中心主題とし、5：3-16はその一部として読まれるようになっていく。著者は、パウロの権威を借りることによって、「やもめ」を本来の立場（教会から扶助を受ける女性）へと制限しようと試みたのである。

## 結 論

第一テモテ書の宛てられた（諸）教会の中には、「やもめ *χήρα*」の集団があり、教会内で一定の働きを担う職務として認められていたようである。この集団に属する者は、教会に登録されていた。この「やもめ」たちの中には、夫を亡くした女性ばかりでなく、そもそも結婚していない年若い女性も多く含まれていたとみられる。第一テモテ書の著者は、この若い「やもめ」たちが、自分の拒絶する「異なる教え」を奉じていたことから、彼女たちの活動を押え込む必要を感じ、そのために「やもめ」を、教会によって扶養される老年未亡人という「本来の」存在へと限定し、この定義に合わない若いやもめたちを排除しようと試みたのである<sup>25</sup>。

## 註

(本稿は、1997年9月16～17日に東北学院大学で開かれた、日本新約学会第37回大会における研究発表に基づいている。)

- 1 研究の現状については、U. Wagener, *Die Ordnung des »Houses Gottes«. Der Ort von Frauen in der Ekklesiologie und Ethik der Pastoralbriefe* (WUNT II/65), Tübingen 1994, 115-117 を参照。
- 2 H. -W. Bartsch, *Die Anfänge urchristlicher Rechtsbildungen. Studien zu den Pastoralbriefen* (ThF 34), Hamburg 1979, 114; R. M. Kidd, *Wealth and Beneficence in the Pastoral Epistles* (SBLDS 122), Atlanta, GA 1990, 104f; H. von Lips, *Glaube-Gemeinde-Amt. Zum Verständnis der Ordination in den Pastoralbriefen* (FRLANT 122), Göttingen 1979, 118; B. B. Thurston, *The Widows. A Women's Ministry in the Early Church*, Minneapolis 1989, 41; D. C. Verner, *The Household of God and the Social World of the Pastoral Epistles* (SBLDS 71), Chico, CA 1983, 165f; E. S. フィオレンツァ, 山口里子訳, 『彼女を記念して—フェミニスト神学によるキリスト教起源の再構築』, 日本基督教団出版局 1990年, 433頁他多数が、ここに職務 (Amt) としてのやもめを見ている。J. Müller-Bardorff, *Zur Exegese von 1. Timotheus 5, 3-16*, in: G. Dellling (Hg.), *Gott und die Götter* (FS E. Fascher), Berlin 1958, 113-133: 125は、このやもめたちが Charismatikerinnen と見なされていたとまで推測している。このような見方を否定するのは、例えば N. Brox, *Die Pastoralbriefe* (RNT), Regensburg <sup>5(2)</sup>1989, 186; A. Sand, *Witwenstand und Ämterstrukturen in den frühchristlichen Gemeinden*, BiLe 12 (1971) 186-197: 195; W. Schenk, *Die Briefe an Timotheus I und II und an Titus (Pastoralbriefe) in der neueren Forschung (1945-1985)*, ANRW II 25.4 (1987) 3404-3438: 3426.
- 3 P. Dornier, *Les Épîtres Pastorales* (SBi 13), Paris 1969, 87f; D. Guthrie, *The Pastoral Epistles* (TNTC), London 1957, 100-105; Kidd (註2), 104f; M. Y. MacDonald, *The Pauline Churches. A Socio-Historical Study of Institutionalization in the Pauline and Deutero-Pauline Writings* (SNTS. MS 60), Cambridge 1988, 186; Verner (註2), 161などがこの意見。
- 4 5節の *καὶ μεμονωμένη* は、*ἡ ὄντως χήρα* を補足説明している (J. Roloff, *Der erste Brief an Timotheus* (EKK XV), Zürich/Neukirchen-Vluyn 1988, 289 Anm. 330; L. Oberlinner, *Die Pastoralbriefe, erste Folge: Kommentar zum ersten Timotheusbrief* (HThK XI/2/1), Freiburg u. a. 1994, 227他参照)。夫だけでなく、子や孫もいないのが「本当の」やもめであるという厳しい条件は、やもめの数の制

限のために著者が定義し直したのか（フィオレンツァ[註2]，433参照）。

- 5 *σπαταλώσα* は、倫理的・性的な乱れを指すのではなく（土屋博，『牧会書簡』，日本基督教団出版局 1990年，75-76頁他に反対），過剰な飲み食い を特に指し示す表現である（Wagener [註1]，155-161による）。ここでは，資産のあるやもめが考えられている。家族があり，資産もある「やもめ」が教会にはいたようである。
- 6 4節「学ぶべきである *μανθανέτωσαν*」の主語が誰かについては意見が分かれている。文法的には，直前の「子や孫」だと考えるのが自然だが（4節の「やもめ」は単数形），口語訳・新共同訳が共に「親」と訳している *πρόγονος* は殆ど常に，既に死んでいる「祖先」を指すこと（IIテモテ1:3でもその意味で用いられている。例外はプラトン『法律』XI. 931E。我々と同様に解釈している Lips [註2]，119f Anm. 134; Roloff [註4]，287f; Bartsch [註2]，125-127; Wagener [註1]，149-154を参照。），4節と対応している8節では，同じ指示がやもめに対して与えられていることから（8節がやもめの家族に向けられたものだとしたら，やもめが「非難される」[7節]理由がわからなくなる。やもめが自分の家族の世話をしなければ，即ち家庭の主婦としての役割を放棄すれば，非難の対象になると著者は言っているのである），「学ぶべき」の主語はやもめであるとする方が良いと思われる。動詞の複数形は，3節の *χήρας* に影響されたものであろう。これが正しければ，4節のやもめは家族の面倒をみる立場として言及されていることになり，6節の「贅沢暮し」と矛盾しない。
- 7 *Traditio Apostolica*（使徒的伝承）10; *Didascalia Apostolorum*（使徒戒規）14 f 他。詳しくは U. E. Eisen, *Amtsträgerinnen im frühen Christentum. Epigraphische und literarische Studien* (FKD 61), Göttingen 1996, 138-153参照。
- 8 大会当日の発表の際に佐藤研氏より，当時の人間の寿命から考えれば，60歳以上という条件は非現実的であり，実質的には登録の制度を無化しようとするものではないかとの指摘があった。60歳以上の女性の存在自体は非現実的ではないが，できる限り「登録」されるやもめの数を減らそうという狙いがあることは間違いない。もっとも，この条件の第一の意図は，「登録」されるやもめを，教会内での積極的な活動ができず，教会から扶助を受けるだけの受動的存在に限定しようということであろう。ヨハネ行伝30章の描写はこの見方を支持する —「この地におります60歳以上の年老いた女たちのうちに，体が健康な者はわずかに4人しか見つけだせず，残る者たちのある者は麻痺症，他の者たちは病気でした」（大貫陸訳，『聖書外典偽典』7，142頁）。B. W. Winter, *Providentia for the Widows of 1 Timothy 5:3-16*, *TynB* 39 (1988) 83-99: 95も，60歳という年齢を，労働できるかどうかという基準によるものと見ている。フィオレンツァ [註2]，435頁は，やもめが非婚のままであることをローマ法が認めていた年齢との関係を考えているが，これに該当するのは50歳である（Thurston [註2]，16; Winter [註8]，85）。

- 9 Winter(註8), 92.98は, *τιμάω* という語が, 「父母を敬え」という十戒の戒め(出エジプト20:12)を指し示していると解するが, 説得的でない。1-2節との連関を考えれば, ここでは「父母」ではなく, 年長者に対する尊敬が主題となっているからである。
- 10 新共同訳の「身内に」は意識。ここでは, 血縁関係を越えた, やもめに対する扶助が意味されていると考えられる。例えば使徒行伝9:36以下(タビタとやもめたち)を参照。
- 11 口語訳は「初めの誓い」。この表現が正式な「誓約」を意味するかどうかについては議論があるが, いずれにしても「誠実」な関係を守る約束である。
- 12 Wagener(註1), 203f. 新共同訳はその点を考慮したのか, これを「前にした約束」と訳している。
- 13 この考え方を示す典拠として, テルトウリアヌス『祈りについて』XXII, 9; 『死者の復活について』LXI, 6。
- 14 Wagener(註1), 200f.
- 15 J. M. Bassler, *The Widows Tale: A Fresh Look at 1 Tim 5: 3-16*, JBL 103 (1984) 23-41: 35; D. R. MacDonald, *Virgins, Widows, and Paul in Second Century Asia Minor*, in: P. J. Achtemeier (Ed.), *SBL 1979 Seminar Papers*, vol. 1, Missoula 1979, 169-184: 178f; Ch. Methuen, *The “Virgin Widow”: A Problematic Social Role for the Early Church?*, HThR 90 (1997) 285-298: 290f; C. Osiek, *The Widow as Altar: The Rise and Fall of a Symbol*, SecCen 3 (1983) 159-169: 160; Thurston(註2), 54f; Wagener(註1), 203f; フィオレンツァ(註2), 435なども同意見。
- 16 また, ペテロ行伝22章に出てくる「主の処女たち」は, 文脈からして21章の「寡婦たち」と同一であると考えられる。
- 17 Wagener(註1), 200f は, *νεώτεροι* がこの女性たちの呼称であったと考えるが, 他の典拠による裏付けがなく, 推測の域を出ない。
- 18 大会当日の発表の際に, 原口尚彰氏よりこの問いが出された。
- 19 G. Stählin, Art. *χήρα*, ThWNT IX (1971) 428-454: 429および同頁註4, Methuen(註15), 286f.
- 20 Stählin(註19), 429 Anm. 4; J. -U. Krause, *Die gesellschaftliche Stellung von Witwen im Römischen Reich*, Saec. 45 (1994) 71-104: 84 Anm. 73.
- 21 Wagener(註1), 204-206. テトス3:14で「実を結ばない者 *ἀκαρποι*」とならないよう学ぶ (*μανθάνειν*) ようにといわれているのは, この非難と裏表をなしている。
- 22 Wagener(註1), 208.
- 23 禁欲的な教えが若い女性を魅きつけていたことは, 外典使徒行伝(パウロとテク

ラ的行伝、アンデレ行伝、ヨハネ行伝参照）から窺われる。これについては、R. S. Kraemer, *The Conversion of Women to Ascetic Forms of Christianity*, Signs 6 (1980) 298-307参照。

24 1章と6章が並行した構成を持っていることについては、拙稿「『異なる教え』と富める女性—1テモテ6,3-21の構成とその背景」、『神学研究』43号（1996年）17-37頁、うち23頁参照。

25 我々のテキストの背景には、やもめを教会が扶養するという、キリスト教がユダヤ教から継承した働きが、非ユダヤ教世界にキリスト教が流布する過程で失われていったという事情があるように思われる。ギリシャ・ヘレニズム世界では、夫を亡くした女性が経済上の苦境に追い込まれることが、ユダヤ教社会よりも少なかったために（R. van Bremen, *Women and Wealth*, in: A. Cameron/A. Kurt [Eds.], *Images of Women in Antiquity*, London 1993, 223-242: 230f; L. -M. Günther, *Witwen in der griechischen Antike—zwischen Oikos und Polis*, *Hist.* 42 [1993] 308-325: 315f; P. S. Hiebert, *Whence Shall Help Come to Me?: The Biblical Widow*, in: P. L. Day [Ed.], *Gender and Difference in Ancient Israel*, Minneapolis 1989, 125-141: 137など参照）、教会によるやもめ扶養の制度が機能しなくなり、代ってやもめが、教会内で積極的に活動する職務へと姿を変えていったのであろう。この問題については稿を改めて論じることにはしたい。